

## 新司法試験調査会報告検討グループ(第4回)議事概要

(司法試験管理委員会庶務担当)

### 1 日時

平成15年11月28日(金) 17:30 ~ 18:15

### 2 場所

法務省大会議室

### 3 出席者

(委員)

高橋宏志座長，相澤哲，池田真朗，石川敏行，井田良，市川正人，稲葉一生，大橋正春，小津博司，小野瀬厚，柏木昇，釜田泰介，酒巻匡，椎橋隆幸，鈴木健太，大善文男，團藤丈士，戸松秀典，中川英彦，畠山稔，堀嗣亜貴，本間通義，三角比呂，宮川光治(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付，古宮義雄試験管理官

### 4 議題

- 4 - 1 報告(庶務担当から)
- 4 - 2 協議
- 4 - 3 今後の予定

### 5 配布資料

各論点についての前回までの協議結果  
最終報告たたき台修正案

### 6 議事等

(座長，委員，庶務担当)

(庶務担当から最終報告たたき台修正案について報告)

前回会合までの検討結果を反映させた上，それ以後指摘いただいた事項について，修正をした。

9ページの選択科目に関する記述に関して，「受験準備」という言葉が適切ではないとの指摘があり，複数の委員からの意見に基づいて修文した。案は，枠内については，「選択科目については，公平性の観点から，各科目の出題範囲の在り方を検討するとともに，出題方針等について何らかの共通する基準を設定する

ことが必要であり，今後の法科大学院における教育内容や選択科目の選定結果を踏まえて検討するものとする。」とし，枠外は，「選択する科目により著しい不公平が生じることがないように」と「どの科目を選択した者でも公平に評価することを担保する必要があることにかんがみ」という文言を加えた。

11ページから12ページにかけて，「検討する」という表現が残っているとの指摘により，「ものとする。」，「講ずるものとする。」に改めた。

13ページ，短答式試験の一次評価の在り方について，元々の表現では「合格に必要な成績」が二通りあるという受けとめ方ができるとの指摘により，全科目の得点による判定と各科目ごとの最低ラインをクリアすることの双方が「合格に必要な成績」なのだということを明確に示すために修文した。

15ページは，庶務担当の発案で，「ノーマライゼーション」を，国立国語研究所の最新の説明に合わせた言い換えに修文した。

それでは，「総合評価における短答式試験に対する論文式試験の比重について」，短答式試験と論文式試験の配点の比重を1対4にするか，1対3にするかという前回持ち越した件について協議願いたい。論文式試験の方にウエイトを置くということについては，全体で了解があるが，これを強く打ち出そうとする方は1対4程度とされ，論文式と短答式は違う能力を見ており，短答式もそれなり見るべきところを見ていくのだということを主張する方は1対3程度ということが前回までの意見であった。

在り方検討グループで再度この論点を諮ったところ，論文式試験が重視されることを象徴的に示すような比重というものが適当ではないか，そのような点から1対4という比重が，なお適当ではないかという意見の一致をみた。

在り方検討グループは1対4という提言だが，いかがか。

在り方検討グループでは，象徴的に示すということのほかに，新しい制度では，短答式で一定の点数をクリアした者だけが論文式を評価されるという形でまず最初に使われていて，その上で，更に論文式の結果と合わせて評価される。そういう意味においては2回評価されるのであるから，1対4としても短答式を不当に軽くするものではないという意見が複数委員から出た。

私自身は，前回1対4で良いと思ったが，これを基礎付ける理念が浮かばなかった。一つ言えることは，論文式試験には選択科目も入るので，1対3だと論文式試験のウエイトが小さすぎるのではないか。1対3と1対4を比べると，ウエイト的には1対4の方が良いのではないか。そのようにしても，短答式がそんなに軽視されるわけではないという感覚である。

ただ，報告書案，枠外の「例えば」の部分は削除した方が良い。短答式試験は前の方から読んでくると全部合わせて350点となるのに，ここではそれを20

0点としている。ここは次元の違うところであり、換算すればよいのだから、「例えば」以下は削除した方がよい。

私自身は、前回、1対4ではいささか差がつきすぎると発言したが、前回の会議で新司法試験では何が新しくなるのかという発言があり、今回のような制度改革に当たっては、ある程度の新機軸を打ち出すことが必要と思った。今、1対3では近付きすぎる、1対3と1対4の比較の問題なのだけれどという意見があったが、私も結論的に本日は1対4に賛成をしたい。

ただ、短答式が過度に軽視されないように添え書きをしてはどうかと思う。基礎的な知識を幅広く測るという短答式試験にも、それなりの選別効果を与えて、試験の効用と公平性を高めるべきだと思うので、1対4という結論として、短答式を過度に軽視しないよう運用上留意をするというような文言をどこかに入れてはどうか。

私も、前回はどちらかということ1対3に近い意見を述べたが、そこには具体的な理屈や根拠があったわけではない。今、新司法試験がどう変わるのかという姿勢を示す、新司法試験の在り方としてはそれが望ましいという在り方検討グループでの一致した考えということであれば、私も1対4で良いのではないかと考えている。

結論としての数字は1対4程度ということによろしいか。

(一同了承)

付随して残った部分が2つある。報告書案の「例えば」以下の部分を削除してはどうかという点と、もう1つは、短答式試験を不当に軽視することがないように何か修文を行うべきではないかという点。まず、最初の点だが、不必要な誤解を与えないよう、「例えば」以下は削除とするということによろしいか。

(一同了承)

もう1つは、短答式試験を不当に軽視してはいけないということ、どこか文章に上手く表現できればよいのだが、いかがか。

委員の発言の趣旨はもっともだが、7ページ、1の「出題の在り方」の枠外部分を読めば、そこにその趣旨が込められているとは言えないか。もし、もう少し強くということであれば、その部分に何か言葉を加えるということではどうか。

出題の在り方のところに短答式試験は重要なものであるという意味を書くと、当然、論文式試験の部分にも、論文式試験はもっと大事なものであると書かなければいけなくなる。もちろん、私も含めて短答式試験を軽視するものでないという考えだと思う。委員の発言は、この会議の議事録に残るが、それでいかがか。

私自身も特段の修正案を考えてきたわけではない。1対4程度とするとした後に、なお、短答式試験の持つ独自性を損なわないようにすべきであるというような表現が入ればベストだが、この場で皆さんの合議が整わなければ、ただ今の委員の発言のように、私の発言を議事録に留めるところで了解をしようと思う。

新しい司法試験法自体が、短答式試験に一次評価の機能を与えて、かつ1対4であっても総合評価の対象とするということで、現行の司法試験よりも、短答式試験により重い機能を与えているという仕組みだと思う。そのような法の仕組み自体が、今のような懸念が出てくることを抑えているので、そういう心配はもう無いのではないか。この7ページ上段の記載を見る限りにおいては、非常に重要なものとして位置付けられていることははっきりしている。

議事録上は、短答式試験を軽視するものではないということがはっきり残る。機会を見てまた別のところでアナウンスをすることもあるだろうし、最終報告書の案としてはこのような形でよろしいか。

了解した。

この最終報告書が、次回の12月11日の全体会にかかるわけだが、文章表現を含めて、これでよろしいかどうか、更に協議願いたい。

14ページ、「その他」の枠囲みの中で「考査委員を十分に確保するなど、適正な答案審査体制の確保に配慮する。」と同じところに確保が2つ出てくるのは、文章としてはまずいのではないか。

これは確かにそうだ。

他に気付きの点はあるか。再度読んで気付きの点があれば指摘願いたい。12月11日が全体会なので、12月8日ぐらいまでに指摘いただくこととする。意見に基づいて表現を最終的にどうするかは、私に御一任いただきたい。

(一同了承)